

プロフェッショナルを目指す。

矯正・保護課程

法務省
国家公務員

法務教官

保護観察官

矯正心理専門職

刑務官

児童自立支援専門員

人には、
支えてくれる人が
必要です。



矯正・保護総合センター

矯正・更生保護

矯正とは「誤りを直し正しくすること」、また更生とは「健全な社会生活をおくれるようにすること」です。いずれも犯罪者や非行少年たちの立ち直りを目的とし、主として刑務所や少年院・少年鑑別所などの施設内でなされる活動を矯正といい、主として施設外でなされる指導、援助を更生保護といいます。これらは社会の安全、健全の根幹を支える使命を担うとても重要な活動です。

使命



社会復帰支援

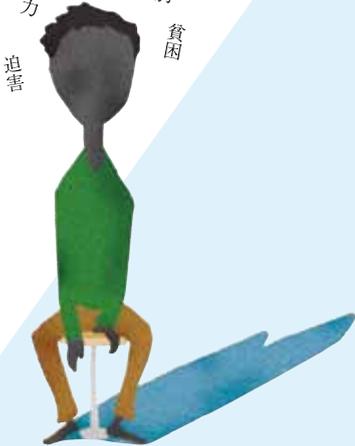
罪を犯した人が罪を償い、ふたたび社会の一員として復帰するには、本人の努力だけではなかなか困難です。プロフェッショナルによる矯正・更生保護活動とともに、地域社会の理解と保護司や様々な更生保護ボランティアと呼ばれる人たちのサポートが必要です。こうした方々の「保護」という福祉的な役割の重要性、誇りが、社会をより良い方向に向かわせる力になるのです。

誇り

この仕事には、人生のドラマがあります。

Corrections and Rehabilitation

失業 暴力 迫害
犯罪
疎外
差別
貧困



龍谷大学 矯正・保護総合センター

矯正・更生保護… 教育・研究の成果を社会貢献に活かす、
新しいソーシャルネットワークづくりの拠点

「矯正・保護課程」は、龍谷大学の設置母体である浄土真宗本願寺派の伝統と歴史にまでさかのぼります。宗教的に「教諭す」ことを教誨といひ、教誨師とは罪を犯した人を精神的救済へと導く人です。現在でも、刑務所などの矯正施設で収容者に宗教的な徳性の育成を行う人を教誨師と称します。そういう点で、「矯正・保護課程」は龍谷大学の精神を継承する独自の教育課程ともいえます。

開設は1977年。特別研修講座の一つとして「矯正課程」を設け、刑務所や少年院・少年鑑別所などの職員を目指す実務

的な教育プログラムとしてスタートしました。その後、着実な実績とともに、更生保護や犯罪被害者、子ども教育や社会福祉など現代社会のひずみのなかで生じる犯罪や非行を、より広い視野とより専門的な視点で取り組むために「矯正・保護課程」に改称しました。これらの取り組みと実績は、長年にわたって高い評価を受けつづけています。

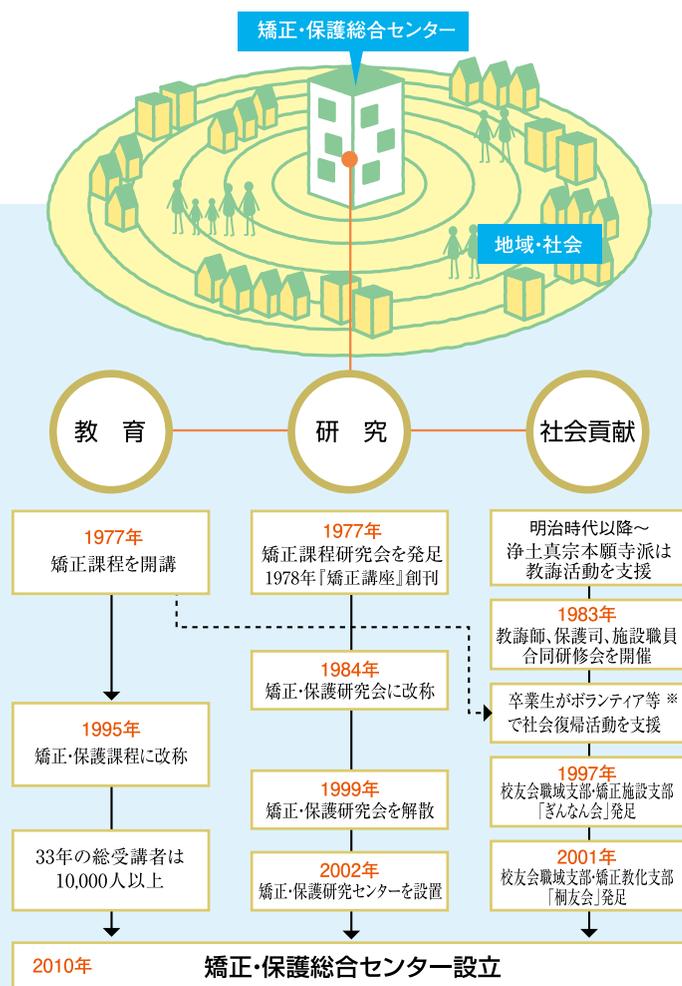
こうした教育事業の実績を踏まえて、2002年に誕生したのが「矯正・保護研究センター」です。センターは日本で唯一の、刑事政策に特化した大学付設の研究機関で

他には例がなく、矯正・更生保護への教育・研究活動は「文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業」に2度も採択されています。そして2010年4月、新たに開設したのが「矯正・保護総合センター」です。これまでの教育と研究に加え、それぞれを学際的に連携させることによって、それらの成果を「社会貢献」に活かすことを目的に総合センターは創設されたのです。

新しい総合センターが目指すのは矯正・更生保護や社会復帰支援のための、これまでにないソーシャルネットワークづくりの拠点構築です。



矯正・更生保護活動への取り組み



“無縁社会”から、人と人が ともに支えあえる“創縁社会”に

矯正・保護総合センターは、龍谷大学の伝統を活かし、矯正・保護分野の研究と教育の蓄積を基に、社会貢献活動のさらなる発展を期して創設されたものです。当センターでは、学際的な統合と幅広いソーシャル・ネットワークの促進拠点として、市民に開かれた矯正・保護の新たな仕組みを作ろうと考えています。失業、貧困、差別、暴力…現代社会のひずみに翻弄され、誤って罪を犯してしまった人に対して、罰を与えるだけでは根本的な問題解決にも、本質的な「更生」にもなりません。大切なことは、社会復帰をしようとする人々を温かく迎え入れる仕組みやサポートする体制の構築です。そして、人間関係が希薄な「無縁社会」でなく、人と人が支え合う「創縁社会」を実現し、そのような社会を担う人材を育みたいと考えています。

※ 校友会活動

龍谷大学卒業生で同窓会組織「校友会」では、法務教官や刑務官など矯正施設職員で組織する矯正施設支部「ぎんなん会」、教誨師や篤志面接委員で組織する矯正教化支部「桐友会」を設置し、矯正・更生保護に関する研究会や研修会などの活動を行っています。

校友会 矯正施設支部
「ぎんなん会」 約200名

校友会 矯正教化支部
「桐友会」 約100名

龍谷大学 矯正・保護総合センター長
加藤 博史



■法務教官

国家公務員 法務省専門職員(人間科学)採用試験

法務教官は少年院や少年鑑別所に勤務します。少年院では、家庭裁判所から保護処分として送致された少年などを収容し、少年の問題性にに応じて、法務教官が生活指導、教科教育、職業補導など更生のための専門的な教育を行い、少年たちの個性や能力を伸ばしたりします。また少年鑑別所では、家庭裁判所の観護措置決定によって送致された少年などの身柄を保護し、適切な審判が受けられるように心情の安定をはかり、少年の資質を調査したりします。

■保護観察官

国家公務員 法務省専門職員(人間科学)採用試験

犯罪をした人や非行のある少年に対して、通常の社会生活を行わせながら、健全な社会人として更生し、その円滑な社会復帰のために指導監督を行うとともに、本人の自発的な更生意欲を喚起しつつ、就職・就学等に関する補導援助を行います。また、犯罪や非行のない明るい社会を築くための犯罪予防活動を促進しています。保護観察官には、保護観察の責任者として、刑事司法および心理学・教育学・社会学等に関する専門的知識と、人や社会に関する高い見識が求められます。

■矯正心理専門職

国家公務員 法務省専門職員(人間科学)採用試験

法務技官(心理)は、法務省専門職員(人間科学)採用試験 矯正心理専門職区分により採用され、少年鑑別所や刑事施設(刑務所・少年刑務所、拘置所)などに勤務する専門職員です。心理学の専門的な知識・技術等を活かし、科学的で冷静な視点と人間的な温かい視点とを持ちながら、非行や犯罪の原因を分析し、対象者の立ち直りに向けた処遇指針の提示や、刑務所の改善指導プログラムの実施に携わります。

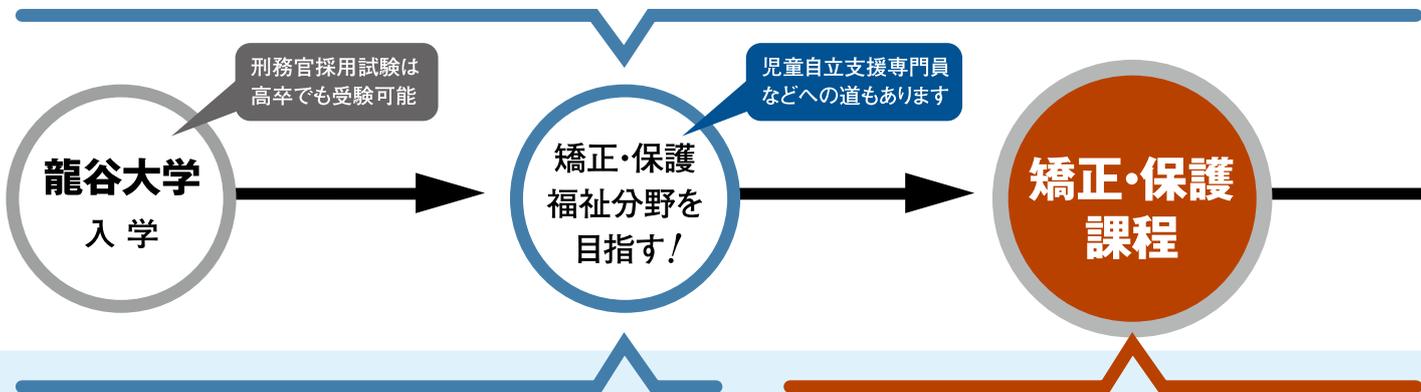
■刑務官

国家公務員 刑務官採用試験

罪を犯して刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)に収容されている人に対して、日常生活上の生活改善や規律を指導するほか、さまざまな作業を通じた職業訓練、あるいは収容者の悩みごとに対する指導などを行います。刑務官のそうした指導を通して収容者の矯正・更生をはかり社会復帰をサポートします。また施設の保安警備などを職務とします。刑務官にはとくに強い倫理観と使命感が求められます。

■児童自立支援専門員

家庭環境上の理由で生活指導や支援が必要な児童をサポートする専門職です。採用は少数ですが、国立武蔵野学院付属児童自立支援専門員養成所(1年)の卒業生が多く占めています。本学卒業生も養成所を経て児童自立支援専門員になっています。



サポートを必要とする人がいます。

社会復帰に取り組む実務に特化したユニークな矯正・保護課程

矯正・保護課程は全国の大学でも龍谷大学独自の課程で、34年の歴史があります。受講生はのべ1万人を越え、今では年間1千人余の学生が受講しています。200人以上の卒業生が国家公務員の刑務官や法務教官として活躍しているほか、保護司や保護観察官といった更生保護に取り組む実務家を輩出しています。また、罪を償った人の社会復帰を助ける数多くのボランティアも育て、着実に教育実績をあげています。しかも、こうした人材を社会はますます必要としています。格差社会が拡大し、地域の相互扶助機能が喪失し、人と人の関係は希薄になるばかりです。そういう社会事情を背景に、犯罪や非行を考えるための正しい知識、的確な判断力などを身につけることは、実に貴重です。本課程で学ぶことは現代人の必須の知識、見識だといえるのではないのでしょうか。



龍谷大学 矯正・保護課程委員会 委員長
福島 至
龍谷大学大学院 法務研究科 教授(刑事法)

受講者のひとことコメント……………採用試験合格者



法務教官
2011年度合格

岡崎 健太さん / 法学部法律学科2010年度卒業

矯正・保護課程を受講したのは2年生の前期からです。友だちと「受けてみようか」という簡単な気持ちからでした。矯正という言葉もその時はじめて知った程度でしたが、受講するうちに仕事の社会的使命や重要性に惹かれたのです。ゼミで少年院を訪れ、社会復帰のために一生懸命な少年の姿を目の当たりにして法務教官を志すようになりました。2回目の受験で法務教官の試験に合格。一度失敗したことはいっそう「なにがなんでも!」という気持ちになりました。受験のアドバイスはやはり早い時期から対策すること! です。

仲平 淑華さん / 法学部法律学科4年生



刑務官
2011年度合格

ある有名な俳優さんが、自分の少年院時代のことを書いた本を中学の時に読みました。以前から「更生」や「弱者の人の社会復帰」という仕事に関心があったのですが、本を読んでさらに気持ちが強くなったんです。矯正・保護課程は2年生から受講しました。刑務官を志望したのは刑務官を志望する女子が少ないから。被収容者の方々を社会復帰させることは並大抵の仕事ではないと思いますが、だからこそ社会的にやりがいがあるのではないのでしょうか。受験では暗記科目は絶対に点を落とさないようにしておくのが大事です。

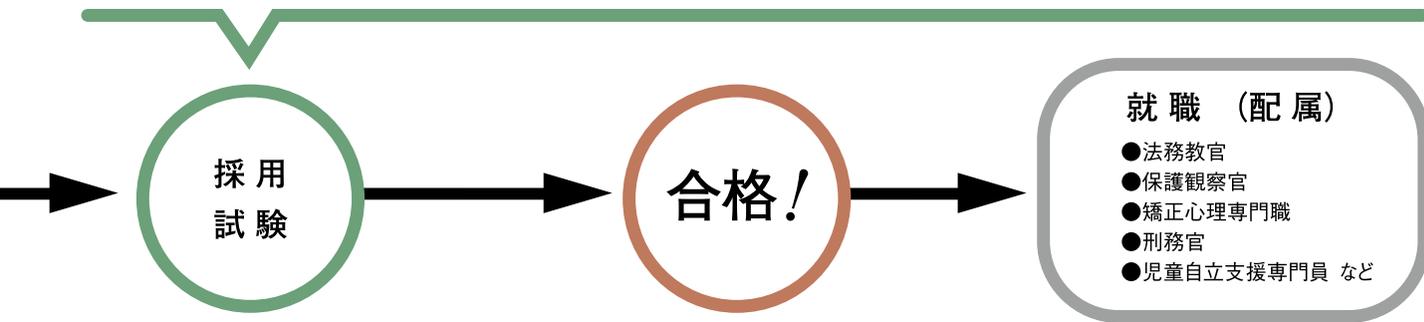
法務省専門職員(人間科学)採用試験(法務教官/保護観察官/矯正心理専門職)

受験資格		試験内容	
法務教官 保護観察官	<ul style="list-style-type: none"> ●受験する年の4月1日現在、21歳以上30歳未満の者 ●受験する年の4月1日現在、21歳未満で 大学、短期大学、高等専門学校卒業生及び、受験する年の翌年3月までに卒業見込みの者ならびに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 	1次試験 (6月)	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎能力試験(多肢選択式) ●専門試験(多肢選択式) ●専門試験(記述式)
法務教官(社会人)	<ul style="list-style-type: none"> ●30歳以上40歳未満の者 	2次試験 (7月)	<ul style="list-style-type: none"> ●人物試験 ●身体検査・身体測定 ※保護観察官以外
矯正心理専門職	<ul style="list-style-type: none"> ●受験する年の4月1日現在、21歳以上30歳未満の者 ●受験する年の4月1日現在、21歳未満で 大学の卒業生及び、受験する年の翌年3月までに卒業見込みの者ならびに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 		

刑務官採用試験

受験資格		試験内容	
刑務	<ul style="list-style-type: none"> ●受験する年の4月1日の時点で17歳以上29歳未満の者 	1次試験 (9月)	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎能力試験(多肢選択式) ●作文試験 ●実技試験(剣道または柔道) ※刑務(武道)のみ
刑務(社会人)	<ul style="list-style-type: none"> ●29歳以上40歳未満の者 	2次試験 (10月)	<ul style="list-style-type: none"> ●人物試験 ●身体検査・身体測定 ●体力検査 ※刑務(武道)以外

●各採用試験に関する詳細な内容(受験資格・試験日・試験内容等)は、人事院・法務省が発行する「受験案内」やホームページで確認してください。



地味だけど、やりがいこそ法務教官の魅力

T・Rさん / 少年鑑別所教官 法学部出身

法務教官という仕事はあまりメジャーな仕事ではないですが、そのような仕事を見つけ、さらに興味を持ち、なりたいと思ったのであれば、その人はすでに法務教官の適性は持っている人です。ただし、どの仕事もそうですが、みなさんが想像するような仕事だけでなく、地味な仕事や、しんどいこともたくさんあるかもしれません。私もまだ採用されて間もないですが、日々考えさせられる毎日です。けれど、やはりやりがいはその分大きいのも法務教官の魅力です。今後この仕事を目指す皆さんも、採用されれば、そのやりがいを感じられると思いますので、最初は苦労するかもしれませんが頑張ってください。



法務教官

私の勤務先は女子刑務所です。最初の研修では護身術も学び、実際にそれが必要となる事態もあります。被収容者との人間関係は想像以上に難しいものです。大切なことは、受刑者と親しくなりすぎても、敵になってもいけない、誘惑されない、流されない、自分を見失わないこと。刑期を終えて出所する際、「ありがとうございました」の挨拶がなによりも仕事の喜びです。なお、女性の刑務官は不足しており、もっと多くの女性に刑務官を目指してほしいのです。



刑務官

受刑者と親しくなっても、敵になってもいけない。

U・Kさん / 刑務所看守 法学部出身

甘くない職場。
強い使命感と誇りがなくと
務まらない。



刑務官

A・Kさん 刑務所看守 法学部出身

国の秩序の根底を支えている。国家の安全を守っている…少し気負った表現ですが、それくらいの強い使命感と誇りをもちたいと務まらない。不景気だから公務員という発想や動機で続けられるほど甘くありません。良識から外れた被収容者に対して改善更生の手がかりを与えるという仕事には相当の覚悟が必要です。しかし、大変な分、使命感という気高い誇りも持てるのです。



法務教官

少年の更生をアシストする情熱と、
国民への責任感を感じる仕事

Y・Yさん / 少年鑑別所教官 法学部出身

私は少年院と少年鑑別所の両方で勤務しましたが、それぞれに困難があり、やり甲斐があります。法務教官は、非行を犯した少年が自分の人生を修正し、再び被害者を出さない人になるためにアシストする仕事です。あまり目立つ職種ではありませんが、被害者を含む国民の納めた税金で行われており、責任は重大です。国民に対する責任感、そして「非行少年も国民の一人である」という情熱を持った公務員、それが法務教官だと思います。

Voice

本学卒業生
【プロフェッショナルの声】

200人以上の先輩たちが刑務官、
法務教官、保護観察官として
活躍しています。

業務上の都合により
イニシャル表記としています。



K・Tさん
保護観察所保護観察官
文学部出身

保護観察官

謙虚さと誠実さをもって
対象者と向き合うことが大切。

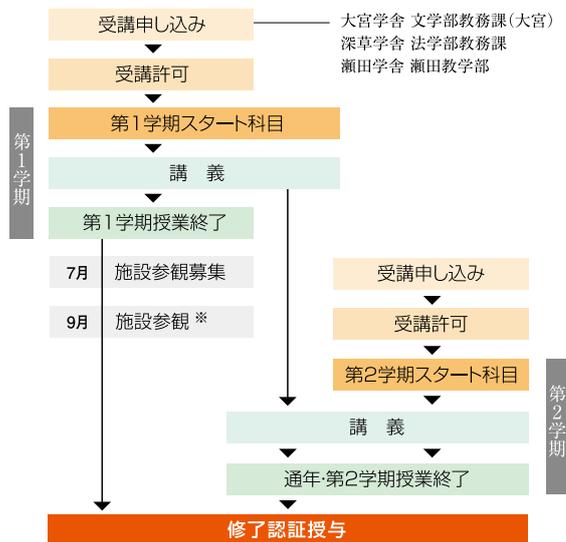
犯罪や非行をおかした人の立ち直りを助けるといっても、「人対人」。相手に対して謙虚で誠実であることが大切であり、対象者から教えられる事もあります。保護観察業務にあたってると、対象者と面接を重ね、どれだけ心の内を聞いても再犯に至ることもあり、無力感を感じる事もあります。それゆえに無事に保護観察が終了した時はホッとします。その後も近況を連絡してくれる対象者もいて、そんな時はなお嬉しくなります。最近の施策として、犯罪傾向に即したプログラムが取り入れられてきており、日々勉強です。職場で同僚と処遇についてのカンファレンスもしており、自分ひとりで抱え込まず、お互いを気遣う意識も高く、職場の雰囲気はとても良いです。

【矯正・保護課程】

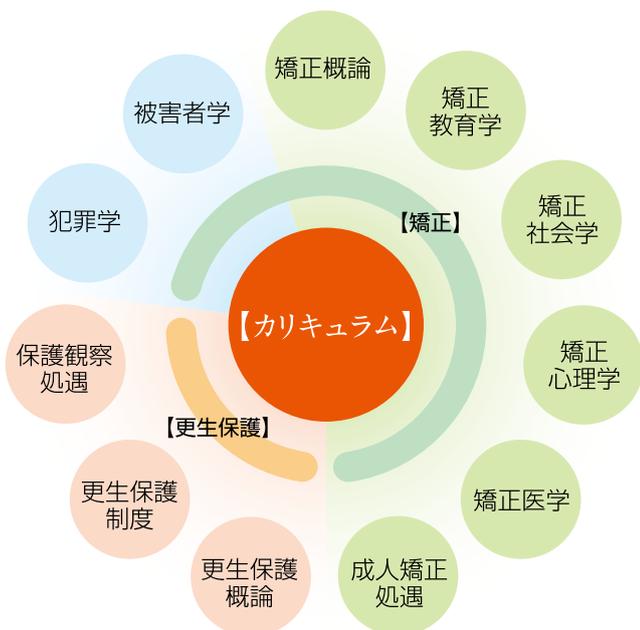
矯正・保護課程は刑務所、少年院、少年鑑別所などで働く刑務官、法務教官、また犯罪者や非行少年の社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職や、ボランティアとして活躍する人材を養成する講座です。

- 受講対象
- 本学学生(法学部生・社会学部生は2年生以上)および卒業生
 - その他 矯正・保護課程委員会が認める者

【受講フロー】



*施設参観は、課程受講者のためのものです。
その他の希望者は、矯正・保護課程委員会の許可が必要です。



矯正・保護総合センター、矯正・保護課程のさらに詳しい情報はホームページをご覧ください

<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>

龍谷大学 矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center(RCRC)

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 至心館1F

TEL:075-645-2040 FAX:075-645-2632

E-mail: kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

